

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 小水力市民発電所推進事業
(関係省庁名) 環境省
事業の概要 (小水力発電用流量流速の調査) 急峻な河川や農業用水で落差を利用した小水力発電を設置するためには、年間を通じた流量や流速を調査することが必要である。調査については、小水力発電の設置可能な場所（現在、調査中のポテンシャル調査で可能性の高い場所で費用対効果や法的要件上も問題が少ない箇所）において、地域のシルバー人材やNPOを活用し、エネルギーの専門家の指導の下、調査を実施する。 (小水力市民発電設備の設置) 上記で設置可能な河川や農業用水、さらに浄水場や下水処理場における落差も活用し、小水力発電設備の設置を行う。設置にあたっては、小水力発電のもつ温暖化対策効果等も十分周知した上で、市民からの出資（市民からの公募債）なども活用し、発電した電力は売電若しくは、公共施設の電力として使用するとともに、電力代に相当する額を温暖化施策に活用する。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 設置する際には、河川法や電気事業法の手続きが必要。
(期待される効果) 環境負荷低減効果 ：温暖化対策上の効果が高い再生可能エネルギーの中でも、24時間発電でき、安定した発電が可能なおうえ、ライフサイクルCO ₂ が最も低い小水力発電を市内各所に設置することで、市民の温暖化対策への啓発効果、さらに市民による公募債を活用することによる市民参加型の温暖化対策が実施できる。
(先行事例) 山梨県都留市における家中川市民発電所
(期間後の取扱い) 各省の補助金も活用するなど設置可能場所での更なる展開が可能。
(関係省庁担当者連絡先) 環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8339 / ファックス：03-3580-1382